

## 薬事検査結果(令和元年度)

健康被害の未然防止のため、健康福祉局医療安全課の依頼により、いわゆる健康食品と称して販売されている製品(強壮または痩身効果を目的とする製品)の「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律」(医薬品医療機器等法)で規制される成分検査を行っています。

令和元年度は、「ダイエット」、「痩身」等を標ぼうする「いわゆる健康食品」15検体について、センナ、フェンフルラミン、N-ニトロソフェンフルラミン、エフェドリン、プソイドエフェドリン、メチルエフェドリン、ノルエフェドリン、甲状腺ホルモンの検査を行いました。その結果、いずれの成分も検出されませんでした。

また、強壮効果を標ぼうする「いわゆる健康食品」15検体について、メチルテストステロン、ヨヒンビン、シルデナフィル、タダラフィル、バルデナフィル、ホンデナフィル、キサントアントラフィル、チオキナピペリフィルの検査を行いました。その結果、いずれの成分も検出されませんでした。

### 要注意健康食品シリーズ⑩

近年、健康志向の影響から多種多様のサプリメントやいわゆる健康食品等への関心が高まっています。また、高齢化の進展により運動機能や認知機能等が低下し、生活機能の障害、心身が衰えた状態のいわゆる「フレイル」の予防に注目したサプリメントも増加傾向にあります。さらに、テフやキヌア等、栄養面ですぐれているだけでなく、特定の有効成分が飛び抜けて含有されている植物、ごく少量で栄養成分を効率的にとれる「スーパーフード」と呼ばれる食品も注目されています。これらの食品やサプリメントは一般の食品とは異なり、伝統的な植物や薬用植物等の原材料が多く、弱いながらも効能効果が認められるものもある一方で、健康被害の問題も無視できないと考えられます。このような食品が増える中、厚生労働省の食薬区分の判断を受けていない素材・成分について、食薬区分リストへの品目の掲載または非医リストから専ら医薬品リストへの移行見直しが検討されています。この規制改革により食薬区分判定作業の迅速化が期待されます。

厚生労働省は令和2年3月31日付で「食薬区分における成分本質(原材料)の取扱いの例示」を各都道府県に通知しました。具体的には、「専ら医薬品として使用される成分本質(原材料)リスト」には、植物由来で「エンベリア(果実)」、「カイコウズ(全草)」、「カンレンボク」、「ヒルガオ(根)」等11成分が追加となりました。「テフ(果実)」および「ヒルガオ(地上部)」の2つの原材料および化学物質等では、 $\beta$ -ニコチンアミドモノヌクレオチド(NMN)、ニコチンアミドリボシドクロライド(NR)の2成分が「医薬品的効能効果を標ぼうしない限り医薬品と判断しない成分本質(原材料)リスト」に追加されました。

健康食品やサプリメントは手軽に摂取でき、健康増進や認知症予防に役立つものとして日常の食生活に上手く取り入れることは良いことです。そのためにも原材料については、副作用あるいは、他の薬や食品との飲み合わせについての正しい情報を知る必要があると考えます。

#### ◆参考サイト

東京都福祉保健局ホームページ/物の成分本質(原材料)について

[https://www.fukushihoken.metro.tokyo.lg.jp/smph/kenkou/kenko\\_shokuhin/ken\\_syoku/kanshi/seibun.html](https://www.fukushihoken.metro.tokyo.lg.jp/smph/kenkou/kenko_shokuhin/ken_syoku/kanshi/seibun.html)

【 理化学検査研究課 薬事・家庭用品担当 】